

参考資料4

特定外来生物等の第一次指定時に寄せられたパブリックコメントのうち、特定外来生物候補37種以外に関するもの
被害の判定に係る科学的知見に関するコメント 社会的・経済的影響に関するコメント その他(心情的理由、手続きにかかる理由など)

[未判定外来生物の候補種だったものについて]

指定対象		意見の理由
特定外来生物、Suricata属を除くマングース科全種のうち、既に輸入されている事が認められている種	特定への指定	すでにマングース科のいくつかの種(エジプトマングース、コビトマングース等)は愛玩飼養を目的とした流通がなされています。こうした種が導入の状況を異にするものの、野外へ逸出または遺棄され定着、拡散した場合を想定すると国内流通の実態把握につとめ第2次、第3次における特定外来生物の候補種として検討を重ねていただけるようお願いします。
オボッサム	指定要望	野生化した場合、定着し生態系などへ影響を与える恐れがある。
チメドリ科鳥類	賛成	チメドリ科に属する鳥類の生息環境は、日本の山林と類似し、ソウシチョウやガビチョウと同様に定着、増加の可能性が高いため未判定外来生物としての指定に賛成。
タイリクスジオ、ユンナンスジオ、マレースジオ、カナンスジオ	種類名への指定	既に、1年に百～数百個体以上の輸入があると見込まれ、未判定外来生物の要件である現在の輸入がないという点にあてはまらないため未判定外来生物候補からはずし種類名証明書添付生物に指定すべき。生物的特性もタイワンスジオと比べ、体長が小さく、食性は広くなく、捕食力についても高いという文献もない。帰化能力もそれほど高くはない。
スジオナメラ	反対	未判定外来生物に入れるべきではない。沖縄島などでの野外放出は観光施設などでの大量放棄によるものであり、現在ではそういう事態の可能性は低い。また、スジオナメラはペットとして人気があり、指定により同時期に野外放棄されるほうが定着の原因として懸念されるため。
スジオナメラ・アノール属全種・Boiga属全種・ヒキガエル属全種(輸入多い5種除く)	反対	定着の可能性が低い。危険な種なら、個々に指定すべき。帰化しているのは国内でも熱帯に限定されるため地域指定も考えるべき。取締りの体制も必要。飼育全面禁止ではなく、飼育へのハードルを高くするなど許可の下りる余地を残すべき。ペット個体が、指定により野外放棄されることも懸念される。
在来種およびヨーロッパミドリヒキガエル・テキサスマドリヒキガエル・ナンブヒキガエル・ガルフコーストヒキガエルの4種を除くヒキガエル属全種	反対	ペット利用が多いため。指定により同時期に野外放棄されるほうが定着の原因として懸念されるため。
	反対	オオヒキガエルの指定理由を根拠にヒキガエル属全種を未判定外来生物としての指定するのは合理的ではない。オオヒキガエルはヒキガエル属の中でも特異な存在で、その繁殖力、適応力、生存力、大きさや餌の多様性において際立っている。同属他種が同様に帰化して分布を広げて行く危険性は相対的に極めて低いと思われる。

[種類名証明書添付生物の候補種だったものについて]

指定対象		意見の理由
アライグマ科全種	指定要望	同じアライグマ科の哺乳類はアライグマ同様、幅広い食性を有しており、野外に定着した場合に生態系へ与える被害が懸念される。逸出についても確認され、ペットとして扱われる機会が増え国内飼育個体数も少なくありません。予防原則に基づく対応の可能な今のうちに、第2次、第3次の候補種としてアライグマ・カニクイアライグマを除くアライグマ科全種を対象となるよう検討を重ねていただけるようお願いします。
ナンダス科	その他	とても帰化するとは考えられない種類もある。ナンダス科の中でも、バジスバジスの仲間、リーフフィッシュの仲間、その他小型ナンダスは選定からはずれて差し支えないと思う。海外の観賞魚の種類が絞られていくことで、逆に在来種を販売目的で採取されるおそれもあるので、出来る限り指定の対象は絞り込んで欲しい。

[指定対象以外の外来生物]

		意見の理由
キタリス	指定要望	特定外来生物に指定すべき。本種はニホンリスに近縁であるため、同じような資源を巡ってクリハラリス以上に強力なニホンリスの競合相手となることが予測される。さらに両種間の雑種化が進行する可能性も十分考えられ、日本の固有種ニホンリスの保全を考えた場合、クリハラリス以上の脅威である。
チュウゴクシマリス	指定要望	生態系全体に目立った被害が認められない種でも、例えば、チュウゴクシマリス、キタリス、タイリクモモンガなど日本の種と亜種レベルの差など近縁で遺伝子汚染の可能性が高い種については、特定外来種に指定するよう、今後の課題としていただきたい。
タイリクモモンガ	指定要望	指定を望む。

アメリカミンク	指定 要望	養魚場への被害の他、ニホンイタチや在来のエゾクロテン・オコジョ・イイズナなどのイタチ類との競合など生態系被害が危惧されるため。
チョウセンイタチ	指定 要望	イタチ科の生物の捕食能力はマンガース以上である。三宅島に放獣されたニホンイタチは、小動物や鳥類の急減を引き起こした。チョウセンイタチはニホンイタチより大型で、より大きな影響を及ぼすと考えられる。
マスカラット	指定 要望	既に野外への逸出、定着が認められているマスカラットについては、現在は生態系への影響の十分な知見が集積できていないものの、同様の影響を及ぼす可能性が危惧されます。
ハクビシン	指定 要望	農作物への被害があるので今後の指定を望む。
インドクジャク	指定 要望	日本では八重山諸島など限られた地域に生息しているが、希少生物の生息地であり、生態系への影響は甚大。特に地表性の昆虫や両生・爬虫類の捕食行動がさかんで被害が大きい。
ハッカチョウ	指定 要望	繁殖力が旺盛で、適応能力が高いので、現在は問題になってないが、オナガなどの在来種の競合駆逐を止めるため。また、都市生態系への影響のおそれがある。近縁種との交雑も心配である。
ワカケホンセイインコ	指定 要望	都市生態系への影響のおそれがある。樹木への被害や、ムクドリやシジュウカラとの競合も心配される。
ドバト(カワラバト)	指定 要望	移入時期が古いかもしれないが、人間に対する「糞害」は甚大であることは明らかである。また他のペットとは異なり、本来放し飼いが基本となる異常なペットであり、野生化した個体だけでなく、レース用などと称して輸入・飼育個体が野生化することは日常茶飯事であり、これ以上輸入を放置するべきではなく、規制対象種に指定するよう要望する。
コバクチョウ	指定 要望	飼育個体由来の定着、巣の防衛行動が激しいため他の水鳥の営巣を阻害する。
コリンウズラ	指定 要望	北米原産。狩猟目的で放鳥され、定着地域や個体数が少ないので、駆除により封じ込めが可能と考えられる。
カササギ	指定 要望	九州北部の個体群は江戸時代以前の導入とも言われているが、近年、九州北部以外で人為的導入と思われるものが見られる。各地で逸出したものが繁殖すると、日本全国の里地環境で増加し、採食活動を通して幅広い生物に影響を与える恐れがある。
シロガシラ	指定 要望	沖縄本島南部で生息が多く、果実への食害を起こしている種の起源は、自然移動ではなく、人為的に持ち込まれたものと考えられている。農林業被害防止のため指定すべき。
特定外来生物候補4種以外の鳥類	慎重 対応	特定外来生物候補4種は理解できるが、他の種については、科学的証拠が不十分、かつ利用者の存在する場合にそのヒアリングが行われていないため。鳥類はそもそも移動性が高いため、安易な指定を行うべきではない。
ミシシippアカガメ	指定 要望	生態系の構造を変えてしまっており指定を希望する。繁殖力が旺盛で、適応能力が高く、クサガメやインガメなどの在来種の競合駆逐を止めるため。
	規制 要望	繁殖例および生態系への影響は確認されており、輸入数も莫大であることから、非常に危険。成体は、あごの力も強く、人的被害も懸念される。ペット業界への影響を考慮するよりも早急に規制対象種に指定するよう要望する。
	指定 要望	指定に当たっては、飼育個体を回収する制度を整備する必要があります。野外に放棄されては元も子もないから。
	規制 要望	特定外来生物に入らなかったのは、規制が現実的に難しいという理由であれば納得できない。販売店への規制、教育機関・自然保護団体の広報により規制は可能。リスト見直しも1年に1回は行うべき。
チュウゴクスッポン	規制 要望	特定外来生物に指定すべきである。戦後、養殖目的で沖縄県の多くの島嶼に導入され、逸出、放逐を通し多くの島嶼で定着しており生態系被害が懸念される。成体は顎の力が強く攻撃性も高いため幼児などへの直接的な傷害も予想される。
カメレオン	規制 要望	未判定外来生物・種類名証明書添付生物に加えるべき。近年輸入が増えている。
シロアゴガエル	規制 要望	特定外来生物に指定すべきである。昆虫をはじめとした在来の無脊椎動物の捕食、他のカエル類との競合など生態系被害が懸念される。
ウシガエル	規制 要望	繁殖例および他のカエルや小動物を捕食するなどの生態系への影響が確認されており、輸入数も莫大であることから、非常に危険。ウシガエルも「ホクベイウシガエル」などと称して輸入されることもある。ペット業界への影響を考慮するよりも早急に規制対象種に指定するよう要望する。
ソウギョ	規制 要望	特定外来生物に指定すべきである。各地で放流されており、在来の希少水草への影響が懸念されている。水草への食害はそれに依存する魚類や昆虫など多くの水生生物にも影響を与えている。
オオタナゴ	規制 要望	特定外来生物に指定すべきである。2001年秋頃から霞ヶ浦で確認例が相次ぎ、近年では霞ヶ浦全域で個体数が増加傾向にある。全長15cmになる大型種で、在来のタナゴ類との餌をめぐる競争が懸念されている。
タイリクバラタナゴ	規制 要望	特定外来生物に指定すべきである。在来のニッポンバラタナゴと容易に交雑して遺伝子汚染を引き起こすだけでなく、産卵母魚を巡る競争によってゼニタナゴを駆逐した例が知られている。

ブラウントラウト	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。北海道では1980年以降、私的な放流により分布が拡大しつつある。競争により在来のアメマス駆逐した例が知られている。
	指定不要	生態系被害について聞いたことがなく指定する必要はないと思う。
カワマス	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。在来種との生息空間や餌をめぐる競争、前者との交雑による遺伝子汚染が起こる。
	指定不要	生態系への被害はないので指定しないほしい。
ニジマス	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。イワナ属魚類との産卵場所をめぐる競争が起こっている。放流地によっては希少水生昆虫に対する捕食も懸念される。
	指定不要	生態系への被害はないので指定しないほしい。
カダヤシグッピー	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。メダカの生息地に侵入すると、メダカは駆逐される。沖縄島では琉球型メダカが絶滅に瀕している。島嶼地域での防除事業が急務である。
タイリクスズキ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。主に西日本で養殖用に中国から導入され、生け簀から逸出して瀬戸内地方を中心に再生産・拡大しているタイリクスズキは、日本在来種のスズキよりも成長が早く大型化する強大な肉食魚である。日本沿岸部の在来生物を大量に捕食すると同時に近縁種の在来スズキとの間に競合・駆逐を招くことが明らかだけでなく、在来スズキと容易に交雑しうるため遺伝子汚染を引き起こす危険性が極めて高い。
	指定不要	生態系への被害はないので指定しないほしい。
カウスズメ(モザンビークテラピア)	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。個体数が多く、たくさんの巣穴を掘るため、エビや底生の小型魚など、生息場所をめぐる競争が起こっていると思われる。
カムルチー	指定不要	明治以前からいるという説や、数が減少しており被害が明らかではないので指定すべきでない。捕食の対象は、魚類よりも昆虫や両生類のようであるが、実際の被害は少ないように思える。
		科学的データが不足しており指定するまでには至らない。
タイワンドジョウ	指定不要	明治以前からいるという説や、数が減少しており被害が明確ではないので指定すべきでない。
		明治以前からいるという説や、数が減少しており被害が明らかではないので指定すべきでない。捕食の対象は、魚類よりも昆虫や両生類のようであるが、実際の被害は少ないように思える。
マダラロリカラ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。1989年7月に発見されて以来、沖縄本島南部で分布を拡大しつつある。藻類食性だが、全長40cm以上になり、個体数が多いため、ボウズハゼ類やヨシノボリ類などと生息場所をめぐる競争が生じている可能性が高い。
主に観賞魚として輸入されるもの	指定不要	規制されることによってお客様に世界にはこのような生き物がいることを伝えられない、あるいは関心を持ってもらえないので規制しないほしい。
セイヨウオオマルハナバチ	規制要望	野外に逸出して繁殖を行い、在来種との競合と圧迫、北海道に分布するオオマルハナバチとの間で遺伝子汚染を引き起こす、寄生ダニの持ち込み、盗密による植物の種子繁殖阻害をはじめとした生態系被害を危惧する。このまま放置すれば拡大しつつある被害を助長することはあきらかである。野外での目撃例も多い。農業利用の経済的側面を考慮し、使用は継続するとしても規制・対策は必要である。
	規制要望	北海道大学で行われた実験では、セイヨウマルハナバチのハウス内での送粉率は、在来7種中5種に劣ったという。これより、在来マルハナバチばかりでなく在来植物にも悪影響がある懸念があり、特定外来生物に指定されるべき。
	規制要望	使用後の蜂を放してしまう農家があるが、埼玉県にて、付近に本種を使用している農家が近年はいないのにもかかわらず発見された。トラマルハナバチとコマルハナバチの2種が最も影響を受けると思われる。
	規制要望	農業利用の経済的側面を考慮し、使用は継続するとしても規制・対策は必要である。
	慎重対応	今回のリストに入らなかったことに賛成。猶予期間をいただいたものと捉え、まだ危機感の低い農家の間に法律についての普及をしたい。生産者団体の多くは、指定予告さえあれば、即時にネット展張を生産者団体全員に強制することが可能という見解なので、逸脱防止を一定期間内に確実に実施するためには、指定予告に類したものがほしい。
	反対	トマト農家の経営に、セイヨウオオマルハナバチは欠かすことが出来ないでほしい。
外国産甲虫類	規制要望	広範に飼養等がなされ、現時点の効果的な規制が困難であれば、輸入・販売のみの規制などの対策を検討してほしい。

	規制要望	すでに外来ヒラタクワガタなどが野外で採集され、在来種との交雑も確認され、輸入・飼育規制が急務。本来輸入禁止の幼虫や卵、さらにカナブン、ハナムグリなども輸入され早急な規制を要する。「分類がはっきりしない」、「検査官が判別できない」、「飼養数が多い」などを理由に指定できないのは怠慢。交雑可能な在来種がいるかどうかで判断すべき。
	規制要望	本来日本にいなかったダニ類などの寄生生物もクワガタ類と同時に入ってきており、その影響も懸念されます。
	その他	飼育下の個体数が非常に多く、指定による遺棄が考えられる。最初から飼育ではなく、野外に放出して定着させ、それを見て楽しむという人がいるため、そういう行為を止めさせる必要はあると思われる。
オヒラタクワガタ	規制要望	在来クワガタとの交雑など生態系に影響を及ぼす恐れが高い。指定すべきであると考えるが、その被害のおそれが解消された暁には、指定から外れることを望む。
スマトラオヒラタクワガタ	規制要望	在来クワガタとの交雑事例もでており、輸入数も多く、生態系に影響を及ぼす恐れが高い。
タイワンテナガコガネなどテナガコガネ亜科	規制要望	特定外来生物あるいは未判定外来生物への指定を望む。植物防疫法により規制されているにもかかわらず、密輸され、愛玩用に飼養されている。在来種特に、ヤンバルテナガコガネへの競合や交雑による遺伝子汚染の影響が懸念される。競合種が存在した場合、絶滅種の確率が非常に高まることは明らかである。
アトラスオオカブトムシなどChalcosoma属	規制要望	特定外来生物への指定を望む。アトラスオオカブトムシ、コーカサスオオカブトムシなど、Chalcosoma属は、野外で採集された例も多く、首都圏ではもちろんのこと、小笠原でも発見されている。沖縄島などでは、定着している可能性も高い。本種は、野外に定着した場合、カブトムシなどの在来種と競合し、それらを排除する可能性がある。
ヘラクレスオオカブトムシなどカブトムシ亜科	規制要望	特定外来生物あるいは未判定外来生物への指定を求める。流通量は多くないが、野外に定着した場合は、資源をめくり、競合する在来種を排除する、寄生虫や伝染病を媒介するなどの影響が考えられる。現時点では生態系への定着事例は無いが、予防的に厳重な管理を義務づけるべきである。
ゴリアスオオツノハナムグリなどハナムグリ亜科	規制要望	2002年には神奈川県内で、逸出したとみられるシロスジオオツノカナブンが発見されており、現状、あるいは植物防疫法による規制が緩和されると多数の個体が野外に逃げ出し、定着しかねない。本亜科は、カナブンなどの在来種よりも体が大いため、餌場を奪ってしまう可能性もある。ゴリアスオオツノハナムグリなどGoliathus属の幼虫は、同じ朽ち木に住むカブトムシ、ハナムグリなどの在来種を食い荒らす可能性が高い。
アフリカミツバチ	規制要望	日本には未侵入だが、セイウミツバチと交雑し、攻撃性が増し、人畜・農業に被害を及ぼすおそれがあるため。世界的に養蜂業で利用されているセイウミツバチのアフリカに分布する亜種。セイウミツバチと交雑し、攻撃性がまし、人畜・農業生産に大きな被害を与える。1957年にブラジルで野外に逃亡し、飼育下にあるセイウミツバチと交雑、このミツバチの分布域が年々北上し、1995年には、アメリカ合衆国カルフォルニア州まで拡大している。日本には未侵入だが、侵入すれば、大きな被害が生じると予測される。
アシナガキアリ	規制要望	農作物への被害、生態系攪乱、家屋への侵入を引き起こすなど被害があるため。海外で"crazy ant"と呼ばれ、農作物への被害、生態系攪乱、家屋への侵入を引き起こす害虫として世界的に知られる。農作物への被害は主にアブラムシやカイガラムシを保護することによる二次的被害。生態系への攪乱は著しく、陸上節足動物を駆逐するほか、小形哺乳類、鳥類、ハ虫類、両生類にまで影響が及んでいる。国内では本種の被害の実体が今だ調査されていない。日本では南西諸島と火山列島(硫黄島)で見られ、南西諸島では八重山諸島からトカラ列
ツヤオオズアリ	規制要望	農作物への被害、生態系攪乱を引き起こすなど被害があるため。アフリカが原産地とされ、熱帯・亜熱帯地域を中心に世界に広く分布を拡大した種。生態系攪乱や農作物への被害をもたらす種として世界的に知られている。生態系への攪乱は著しく、オーストラリアでは本種の侵入により、現存量で42-85%の節足動物が駆逐されたと言う報告がある。農作物への被害は、芽等の植物体を傷つける直接的被害と、アブラムシやカイガラムシを保護することによる二次的被害。本種の侵入が日本の生態系に大きく影響を与えることは明白である。日本では南西
昆虫類	その他	本法適用外の昆虫について、外来種あるいは国内種でも生息地域の違うものについては公的機関や専門機関に通知・報告することを義務づけるべき。販売者や使用者には、注意を促すことも必要。民間と協力して在来種と交雑種が考えられるリストを作成することも提案する。
昆虫類	その他	植物防疫法では公的機関の証明書があれば輸入を許可することになっているが、そのまま、昆虫類の輸入に適用されることがないように配慮願いたい。安易に偽造された証明書による輸入が現在多数見られる。この点に附随して、原産国で、保護動物に指定されているクワガタ、カブトムシが国内輸入許可種になっているので、道義的見地から輸入許可種から除外すべき。輸入許可種についても国内流通について監視体制が必要である。
ゼブラガイ(カワボトギスガイ)	規制要望	今のところ移入の記録はないが、もし移入した場合、甚大な被害を及ぼす影響がある種である。カスピ海とヨーロッパ東部を原産地とする本種は、1980年代後半にその幼生が船舶のバラスト水に混入して北米大陸の五大湖などに導入され、爆発的に増殖して、淡水生態系の様相を一遍させるほどの大きな影響を与えた。水産業被害、臨海工業地帯などの取水施設や船舶施設への付着被害などの他、在来種への遺伝的攪乱や競合など生態系被害が懸念される。
タイワンシジミ種群<ヤマトシジミ種群(外国産)>	規制要望	大量に輸入されているため、放流した場合、随伴種の移入量や生態影響が特に大きくなる。中国大陸を原産地とするこの淡水性の二枚貝は、アメリカ合衆国に侵入して以降河川などで大繁殖し、在来の二枚貝の生息を圧迫。日本でも1980年代後半から各地で発見されており、2002-2003年の学会の調査によって、その分布が着実に広がっていることが明らかになっている。
アサリ(外国産)	規制要望	大量に輸入されているため、放流した場合、随伴種の移入量や生態影響が特に大きくなる。
シナハマグリ	規制要望	在来種のハマグリへの激減によって、中国大陸から輸入され、各地で養殖・放流されている。同所的に生息する在来ハマグリへの遺伝子喪失・攪乱が強く懸念されている。
カサネカンザシ	規制要望	水産業や海洋土木に悪影響を与える。
外国産ザリガニ(アメリカ・ウチダ)	規制要望	すでに国内に蔓延しているが、希少ゲンゴロウの被害など生態系への影響はあるので将来的な指定を検討すべき。

	慎重対応	外来生物法で被害を防ぐことは困難。モラルの改善が必要であり、子供の教育への配慮が必要。
ムラサキイガイ	規制要望	水産業被害、臨海工業地帯などの取水施設や船舶施設への付着被害などの他、在来種への遺伝的攪乱や競合など生態系被害が懸念される。 1973年、広島湾の東部・広島県安芸郡音戸町のカキ養殖場一帯で大発生し、養殖カキの殻の表面を被って、その成長と身入りを極端に悪化させ、当地のカキ養殖業に対して約35%の減収をもたらしたことが報じられた。船舶や臨海工業地帯の取水施設などに対する汚損生物の代表的な種。 真珠生産の母貝となる養殖アコヤガイへの汚損被害も、三重県英虞湾などで継続的に発生しており、その除去のために、毎年、かなりの労力が費やされている。1990年代後半に、北海道東部に生息する在来種のキタ/ムラサキイガイとの交雑個体が複数の研究者によって相次いで発見されており、在来種へのさらなる遺伝子浸透と遺伝的組成の攪乱が懸念されている。
ミドリイガイ	規制要望	水産業被害、臨海工業地帯などの取水施設や船舶施設への付着被害などの他、在来種への遺伝的攪乱や競合など生態系被害が懸念される。 ムラサキイガイとともに、臨海工業地帯の取水施設の汚損生物の代表的な存在で、東京湾では、ムラサキイガイ以上に取水施設への被害が多いとされている。在来のカキ類などとの生息地をめぐる競合が考えられる。
カワヒバリガイ	規制要望	中国大陸を原産地とする淡水性の付着性二枚貝で、1960年代以降、韓国、台湾、香港で大繁殖し、大量に斃死した際に急激な水質悪化を起こす。南米のアルゼンチンでもタイワンシジミとともに移入、大繁殖し、在来生物群集の生息地を圧迫している。日本では、輸入タイワンシジミ種群に随伴し、その放流とともに1990年前後に定着。 本種は吸虫類パラケファロプシスの第1中間宿主である。1999年には宇治川、淀川水系で大量のコイ科魚類の魚病被害が起こっている。この水域に生息する多くの稀少魚類への影響が強く懸念される。
スクミリンゴガイ	規制要望	生態系被害、農林業被害防止のため。一方、水田の除草(=有機農薬)にも用いられている。また、広東住血線虫の中間宿主である。 広がりには大きく、農業害虫となっているが、一方、水田の除草(=有機農薬)にも用いられている。特定外来生物に指定、防除事業を行うべきである。
カラムシロ	規制要望	中国からの食用貝類に混入し導入。ハゼなど水産生物への食害を引き起こしている。 中国産の肉食性巻貝で、おそらく、中国大陸から輸入・放流されているアゲマキなど食用貝類に混入して日本各地に分布するようになった。有明海では、2000年と2001年にハゼ漁などに甚大な被害を与えている。
ニューギニアヤリガタリクウスムシ ヤマヒタチオビガイ	規制要望	これらの種は陸産貝類の強力な捕食者であり、環太平洋地域はもとより、国内では小笠原諸島や琉球諸島において、固有陸産貝類を絶滅に追いやっている。特に小笠原諸島父島では両種とも侵入したために、固有陸産貝類は近い将来絶滅する可能性が高い。さらに、小笠原諸島でこれらがまだ未侵入の母島・兄島などにはいつ侵入してもおかしくない状況である。これらのうち特にニューギニアヤリガタリクウスムシは、植木鉢の底や土壌に紛れて他の地域に侵入する可能性が高く、もし本土に侵入すれば、本土の固有陸産貝類も影響を受けることがあり得る。
サキグロタマツメタ	規制要望	日本では有明海だけに生息する肉食性の巻貝だが、中国から輸入されたアサリ種苗に混入し、中国産アサリとともに各地の干潟に放流されていることが、2000年に発見されている。放流先で爆発的に増殖し、アサリなど水産生物への食害を引き起こしている。また、同所的に生息する肉食性の在来タマガイ科との餌資源をめぐる競争が懸念される。 中国からのアサリ種苗に混入し導入。アサリなど水産生物への食害を引き起こしている。在来種との競合なども懸念される。
マイマイ類	規制要望	特有の寄生虫があり、人に被害を及ぼす。農業被害の可能性もある。
ヒメリンゴマイマイ(ブチグリ)	規制要望	現在まで、日本での定着はない。しかし、農業害虫になる可能性が大きい。被害拡大を防止するため指定すべき。
ハイオビマイマイ フトミトウガタコ マイマイ マジョルカコマイマイ	規制要望	現在まで、日本での定着はないが、農業害虫になる可能性が大きい。被害拡大を防止するためにも現段階で指定しておくべきである。
オオフサモ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。水面一帯を覆い尽くし、水域環境を著しく損失させ、在来植物の生育阻害など生態系被害を及ぼす。
オオカナダモ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。繁殖力が大きく在来種を駆逐してしまうなど生態系被害があるため。
コカナダモ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。繁殖力が大きく在来種を駆逐してしまうなど生態系被害があるため。
ホテイアオイ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。成長が早く、水面を覆い尽くす。そのため、水域に固有な在来植物の生育を脅かしている。単に流通量の問題で指定から外すのは疑問。
キシウブ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。天然記念物地域において侵入し、保全上重要な植生・景観を著しく損失する。水域に侵入し、水辺に固有な植物の存続を脅かす可能性がある。
ボタンウキクサ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。固有性の高い水域において侵入が目立つ。水面を覆い尽くし、在来水生植物の生育を脅かしている可能性がある。
	規制要望	実害があるのだから指定されないのが不思議。単に流通量の問題だけではないと思う。
主に水草として輸入されるもの	慎重対応	規制されることによってお客様に世界にはこのような生き物がいることを伝えられない、あるいは関心を持ってもらえないので規制しない为好い。

セイタカアワダチソウ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。侵入すると他の草本を被陰して優占群落を形成する。そのため、本来そこに生育する草原性の植物の出現や生育を脅かす。
ヒメジョオン	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。亜高山地域において侵入が目立つ。自然公園内に侵入し、景観を損なう。
イタチハギ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。窒素を固定するために土壌が富栄養化し、好窒素性の草本植物が優占しやすい条件をもたらす。そのため、河川では、本来そこに生育していた河原固有植物の生育環境が悪化する。
ギンネム	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。南西諸島と小笠原において地域固有性の極めて高い在来種、特に絶滅危惧植物の衰退の主要な要因となっている可能性がある。
ハリエンジュ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。侵入すると種多様性・植生景観の多様性が低下する。河川に侵入すると、流下能力を低下させ、ヤナギ類などの在来種の生育場所を脅かす。
シナダレスズメガヤ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。河原に侵入すると、被陰することを通して在来の河原固有植物の成長、種子生産、定着に悪影響を及ぼす。絶滅危惧植物カワラノギクの生育を脅かし、その急速な衰退の最も重要な要因となっている。
オニウシノケグサ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。河原一帯に蔓延し、そこに本来生育していた河原固有植物の生育適地を喪失させる。多摩川中流域の砂礫質河原では、そこに生育する絶滅危惧植物カワラノギクの絶滅要因の1つと考えられる。
カモガヤ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。亜高山地域において侵入が目立つ。固有性の高い地域に侵入し、植生を改変させる。
オオアワガエリ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。亜高山地域において侵入が目立つ。早急な防除事業が必要である。
外来タンボバ種群	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。遺伝子汚染の可能性がある。在来種ニホンタンボバ等と交雑種を生じる。
アレチウリ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。いったん侵入すると根絶が難しい。河原一帯を覆い尽くし、他種の生育を妨げる。そのため、河原本来の植物群落の存続を著しく脅かし、生物多様性を損失する。
ハルザキヤマガラシ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。河川水を介して種子を分散し、分布を拡大する。
オオブタクサ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。河川生態系へ悪影響を及ぼし種多様性が著しく減少する。急速に成長して葉を広げて地表面付近を被陰し、他の植物の生存や成長を阻害する。
オオカワヂシャ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。在来の絶滅危惧植物カワヂシャと交雑して、ホナガカワヂシャが生じるなど生態系被害がある。
アカギ	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。小笠原において在来種、特に島嶼固有な植物を競争排除し、その主要な絶滅要因となっている。
オオキンケイギク	規制要望	特定外来生物に指定すべきである。全国に蔓延しつつあり、特に固有性の高い河川に侵入して河原の植物の生育環境を悪化させる可能性がある。

【その他の意見】

意見の理由		
		現在の特定外来生物種だけでは、生態系への配慮が充分とはいえず、今後さらなる検討および種指定、防除技術開発の必要があると考えます。
		寄生生物においても外来種の存在は重要な問題である。原案は寄生生物についての指定がなく、指定されている種についてもそれらに寄生する生物は考慮されておらず、この点については極めて不完全である。
		特定外来種に陸上植物が指定されていないことは問題であると考え。生態系の基本である植物の構成が、外来種により大きく変容するならば、その地域に生息する生物の生活に大きな影響を与えることは明らかである。有害植物種を特定外来に指定し、まん延や国内への持ち込みを防止することを速やかに行わなくてはならないと考える。特定外来生物種の選定にあたっては、Weed riskassessment(WRA)の手法などを導入して、リスクアセスメントに客観的な評価方法を導入し、海外やこれまで国内での有害性の事例が無い種でも特定外来種に指定することを、予防原則の観点から、今後の課題としていただきたい。